

# 隠岐の島町 お知らせ便

第307号（令和2年4月23日発行）  
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

## 掲載記事一覧

- 連休中の水道事業者当番について
- 第15回隠岐の島ウルトラマラソンの延期について
- 隠岐航路・航空路運賃助成対象者証明書の更新手続きについて
- 狂犬病予防集合注射について
- パブリックコメントの募集について
- 自動車税種別割の納期内納付について
- 自動車税種別割「グリーン化税制」について
- 国立公園展の開催
- 寺の前公園の利用について
- 隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金について

- 日本高血圧の日について
- 第十一回特別弔慰金の請求受付について
- 労働基準法の改正について

\*今回掲載の催し等は、新型コロナウイルス感染症の発生状況によつては内容が変更となる場合がありますのでご了承下さい。

## 連休中の水道事業者当番について

連休中の水道事業者当番は、左表のとおりです。  
町水道本管及び家庭内での漏水、破裂などが起こった場合は、その日の当番業者までご連絡ください。

当番日	当番業者名	電話番号
5月2日(土)	藤田水道設備	5・23000
5月3日(日)	花岡組	4・06443
5月4日(月)	野村水道工業所	4・90012
5月5日(火)	河城水道	2・15223
5月6日(水)	横地建設	5・23666
		4・02221

## ◆問い合わせ先

役場 上下水道課

電話2-0192

## 第15回隠岐の島ウルトラマラソンの延期について

令和2年6月21日(日)に開催を予定していた「第15回隠岐の島ウルトラマラソン」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本年の開催を取りやめ、1年間の延期とします。

開催を心待ちにされていた皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

## ●エントリー料について

お支払いいただいたエントリー料は、**全額返金**します。

※返金の方法は、後日、ランナーの皆様へ郵送のご案内するほか、大会公式ホームページでお知らせします。

※延期となる大会のエントリーの優先受付は行いません。改めてエントリーいただくこととなりますので、ご了承ください。

## ◆問い合わせ先

隠岐の島ウルトラマラソン  
実行委員会事務局  
(役場商工観光課内)

電話2-8575

## 隠岐航路・航空路運賃助成対象者証明書の更新手続きについて

隠岐航路・航空路運賃助成対象者証明書の有効期限が切れていませんでしょうか。

有効期限が切れた証明書では運賃助成が受けられませんので、お早めに更新の手続きをお願いします。

なお、ゴールデンウィーク期間中の5月2日(土)から5月6日(水)までの間は、役場が閉庁となり証明書の発行ができませんので、ご注意ください。



## ◆問い合わせ先

役場 町民課戸籍住民係

電話2-8560



## パブリックコメントの募集 について

町では、次の計画について、町民の皆さまのご意見を広く募集しています。

### ●ご意見を募集する計画

・第2次隠岐の島町総合振興計画（案）

・隠岐の島町公共交通計画（案）

### ●募集期間

4月13日（月）から

5月12日（火）まで

### ●閲覧場所

・隠岐の島町役場地域振興課

・各支所・出張所・各公民館

### ●ご意見の提出先

隠岐の島町役場 地域振興課

隠岐の島町城北町1番地

なお、ご不明な点は、左記までお

問合せいただくか、隠岐の島町ホームページをご覧ください。

### ◆問い合わせ先

・第2次隠岐の島町総合振興計画（案）について

役場地域振興課 政策企画係

電話2-8570

・隠岐の島町公共交通計画（案）について

役場地域振興課 定住推進係

電話2-8570

電話2-8570

電話2-8570

電話2-8570

電話2-8570

電話2-8570

電話2-8570

電話2-8570

電話2-8570

## 自動車税種別割の納期内 納付について

自動車税は令和元年10月に「自動車税種別割」に変わりました。自動車税種別割の納期限は6月1日（月）です。必ず納期限までに収めていただきますようお願いいたします。

納税通知書が届かない場合は島根県東部県民センターへお問い合わせください。コンビニエンスストア、ペイジー納付、パソコン・スマートフォンを利用したクレジットカード納付では夜間や休日も収めていただくことができますので、ご利用ください。

納税通知書を送付

5月1日（金）

6月1日（月）

納付場所・方法

金融機関、コンビニエンスストア、県民センターの窓口、ペイジー納付（インターネットバンキング・モバイルバンキング、ペイジー対応のATM）パソコン・スマートフォンを利用したクレジットカードによる納付

島根県東部県民センター

電話085213215629

## 自動車税種別割 「グリーン化税制」について

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新車新規登録された自動車で、低燃費及び排出ガス性能が一定の基準を満たす自動車は、その満たす基準に応じて、税額が約75%又は50%軽減されます。

また、新車新規登録から11年経過したディーゼル車及び13年経過したガソリン・LPG車は、税額が約15%（バス・トラック等は約10%）加算（重課）されます。

詳しくは島根県東部県民センターへお問い合わせください。

◆問い合わせ先

島根県東部県民センター

自動車・諸税課

電話085213215626

## 国立公園展の開催

環境省大山隠岐国立公園隠岐管理官事務所では、中国四国地方の国立公園でアクティブ・レンジャーが出会ったすばらしい自然や風景、自然を守る取り組みなどを写真とパネルで紹介する、「中国四国の国立公園展」がアクティブ・レンジャーが伝える自然と活動」を開催します。

この機会にぜひご覧ください。

### ●日時

4月25日（土）から

5月17日（日）まで

午前8時から午後6時30分まで

### ●場所

西郷港フェリーターミナル

2階待合広場

●入場 無料

### ◆問い合わせ先

大山隠岐国立公園

隠岐管理官事務所

電話2-0149

## 寺の前公園の利用について

町では、寺の前公園（原田地区）を町の中核公園と位置づけ、令和元年度から令和2年度にかけて、週末に家族連れで楽しめる公園となるよう遊具などの整備を行っています。

4月現在で、斜面の滑り台や、木製遊具、小規模な遊具の設置が完了しました。今年度では、引き続き大型遊具、複合遊具、幼児用遊具、屋外休憩所などを整備し、令和3年4月に開園を予定しています。

なお、工事のため開園まで公園の利用はできません。ご迷惑をおかけしますが、開園までお待ちいただきますようお願いいたします。

### ◆問い合わせ先

役場建設課 都市計画推進室

電話2-8564

## 隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金について

町では、町内で開催される大会・イベント等の誘致・開催を支援するための補助金をご用意しています。

※令和2年4月1日、「隠岐の島町コンベンション開催支援補助金」を改正しました。

### ●補助対象事業

会議、研修会、報奨旅行、学会、展示会、スポーツイベント、文化イベント、合宿、その他これに類するもので、町外からの参加者の延べ宿泊数が20泊以上の事業。

## ●補助金額

補助対象経費	補助金額
参加者宿泊費	延べ宿泊数20泊以上 1人1泊1,000円 (限度額500,000円)
公営施設使用料	空調設備使用料を除いた全額
観光牛突き観覧料	入場料の1/2 (限度額15,000円)
郷土芸能鑑賞料	1公演の1/2 (限度額15,000円)
町内体験メニュー利用料	利用料の1/2 (限度額15,000円)
公営観光施設入館料	入館料の1/2

### ●注意

次のような場合は、補助金の交付対象外です。

- ・国又は地方公共団体が主催するもの
- ・隠岐の島町から他の補助金等の交付を受けるもの
- ・営利を目的とするもの
- ・主たる参加者が町内居住者であるもの

### ●備考

- ・国や県などの補助金と併用することができません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催時期にご留意ください。

※詳しくは隠岐の島町ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

役場 商工観光課

電話 218575

## 日本高血圧の日のこと

5月17日は「日本高血圧の日」です。

高血圧は、脳卒中や心不全など生命に関わる病気を引き起こす主な原因となっており、適切な治療が必要です。また、高血圧は塩分の摂りすぎ、お酒の飲みすぎ、運動不足、喫煙などが発症の要因とされています。この機会にご家庭や職場などで血圧を測り、自分の日頃の血圧を知りましょう。

### ◆問い合わせ先

隠岐保健所 地域健康推進課

電話 219713

## 第十一回特別弔慰金の請求受付について

戦没者等のご遺族の皆様に対する第十一回特別弔慰金の請求を受け付けています。

### ●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### ●請求期間

令和2年4月1日～

令和5年3月31日

### ●請求窓口

役場福祉課、各支所・出張所の窓口

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前にお電話を頂ければ請求用紙を郵送します。提出も郵送で受け付けています。

### ●対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、残されたご遺族のうち、次の順番による先順位者の方お一人に支給されます。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の弔慰金受給権者

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者等との生計関係の有無等により順位が変わります)

(4) 前記(1)から(3)以外の三親等内の親族(生計要件有)

### ◆問い合わせ先

役場 福祉課地域福祉係

電話 218561

## 労働基準法の改正について

平成31年4月に改正労働基準法が施行され、「時間外労働の上限規制」が設けられました。

### ●中小企業も適用開始

令和2年4月からは、中小企業も適用開始となり、適用が猶予・除外される一部の事業・業務(※)を除き、全ての事業場が適用となりました。

※建設事業、自動車運転業務、医師など。

### ●36協定の様式変更

法定労働時間(※)を超える労働や法定休日に労働がある場合に事業者が提出する「時間外・休日労働協定」(36協定)の様式が変更されていますので、ご注意ください。

※1日8時間・1週40時間以内(労働者数10人未満の商業、保健衛生業、接客娯楽業など「特例措置対象事業場」の場合、1週44時間以内)。

### ●様式の入手方法

厚生労働省のウェブサイトから入手できるほか、インターネット上で届出書類を作成して印刷することができ、「36協定届等作成支援ツール」も提供していますので、ぜひご利用ください。

### ◆問い合わせ先

松江労働基準監督署

電話 08521311165

隠岐の島駐在事務所

電話 210195